

○薬局等における薬剤師による管理の徹底について

(平成一〇年一二月二日)

(医薬企第八六号)

(各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局企画課長通知)

薬局及び一般販売業の店舗(以下「薬局等」という。)における薬剤師による管理の徹底については、平成一〇年一二月二日医薬発第一〇四三号医薬安全局長通知「薬局等における薬剤師による管理及び情報提供等の徹底について」により通知したところであるが、今般、当該通知の趣旨を徹底するため「管理薬剤師の管理及び勤務について」(昭和四七年三月二九日薬事第七〇号)は廃止するので、ご了知の上貴管下関係業者への周知徹底方お願いする。